

外国人住民の方へ：住基カードに関するFAQ

Q 1 住基カードって何ですか？

A 1 住基カード（住民基本台帳カード）は、お住まいの市区町村で、交付が受けられるセキュリティに優れた IC カードです。行政手続をインターネットで申請などができる電子政府・電子自治体の基盤ともなるものであり、利便性の向上、行政事務の効率化に役立つものです。

外国人住民の方についても、2013年7月8日から、住基カードの交付を受けることができるようになります。

Q 2 住基カードには何が記載されていますか？

A 2 ①写真付きのタイプには、次の事項が記載されています。

- ・写真 ・氏名 ・通称（住民票に通称が記載されている方に限ります。）
- ・住所 ・生年月日 ・性別 ・交付地市区町村名 ・有効期間
- ・その他（市区町村によって異なります。例：窓口連絡先、注意事項、市章やマスコット等）

②写真無しのタイプには、次の事項が記載されています。

- ・氏名 ・通称（住民票に通称が記載されている方に限ります。）
- ・交付地市区町村名 ・有効期間
- ・その他（市区町村によって異なります。例：窓口連絡先、注意事項、市章やマスコット等）

①写真付き

②写真無し



※券面デザインは、独自のデザインを導入している市区町村もあります。

Q 3 住基カードはどのように使えますか？

A 3 住基カードを取得すると、次のメリットがあります。

○電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請が可能になります

※市区町村の住基カード発行窓口で、「公的個人認証サービスの電子証明書」の交付を受けると、一部の行政手続のインターネット申請ができるようになり、行政機関等への手続をご自宅やオフィスのパソコンから行うことができ、窓口に行く必要がなくなります。インターネット申請に関する手続や必要なものなどに関しては、「[公的個人認証サービスポータルサイト](#)」（日本語）を参照してください。

○写真付き住基カードは、本人確認の必要な窓口で、公的な身分証明書として利用できます

※住基カードを本人確認書類として取り扱うかどうかは、最終的には各事業者側の判断となりますので、一部の事業者では利用できない場合があります。

○市区町村が行う独自のサービスが受けられます

※市区町村は条例で定めることにより、住基カードを利用した独自のサービスを行うことができ、該当市区町村にお住まいの方は、住基カードを取得し、申請をすることにより、それぞれのサービスを受けることができます。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

○転入届の特例が受けられます

※住基カードを取得すると、郵送等により転出届を行うことで、引越時の手続で市区町村の窓口に出向くのは、引越先の1度のみですむようになります。

Q 4 住基カードはどうすれば取得できますか。

A 4 住基カードは、ご希望の方に対して、お住まいの市区町村から交付されます。お住まいの市区町村の窓口 に交付申請してください。

その日に交付できる市区町村と、後日通知書が届き、それと引き換えに交付する市区町村があります。

また、写真付きと写真無しの2タイプあり、いずれかを選んでください。

Q 5 申請に必要なものは何ですか。

A 5 次の書類等をご準備ください。

・住民基本台帳カード交付申請書（市区町村の窓口にあります。）

・写真（写真付き住民基本台帳カードを希望される方に限ります。）

上半身、無帽、正面、無背景で6ヶ月以内に撮影した縦45mm×横35mmの大きさのもの。ただし市区町村によっては、大きさが異なる場合がありますのでお住まいの市区町村にご確認ください。

・在留カード、特別永住者証明書、パスポートなどの証明書等（※）

（※）複数の証明書等の提示を求められることがあります。

・市区町村が条例で定める手数料（500円程度が一般的ですが、無料としている市区町村もあります。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。）

Q 6 交付を受ける際に注意することはありますか？

A 6 交付の際に4桁の暗証番号を設定していただきます。生年月日など、他人に分かりやすい数字は避けてください。住基カードを使って、市区町村窓口で本人確認をする際に、暗証番号を照合することにより、他人へのなりすまし等を防ぎます。

Q 7 住基カードに有効期間はありますか？

A 7 有効期間は次のとおりです。

・ 永住者の方、特別永住者の方

カード発行日から10年間

・ 永住者以外の中長期在留者の方

カード発行日から在留期間の満了の日まで

・ 一時庇護許可者の方、仮滞在許可者の方

カード発行日から上陸期間又は仮滞在期間を経過する日まで

・ 出生による経過滞在者の方、国籍喪失による経過滞在者の方

カード発行日から経過滞在期間（出生した日又は日本の国籍を失った日から60日）を経過する日まで

Q 8 住基カードの交付を受けた後に特に注意することは何ですか？

A 8 交付後、別の市区町村への転入又は市区町村内の転居や氏名の変更など、券面記載事項の変更の際には、変更後の住所などを裏書きします。住基カードを必ず市区町村の窓口にお持ちください（別の市区町村へ転入した後、窓口に住基カードを持参しない場合は、住基カードが失効することがあります。）。

また、住基カードを紛失した場合は、直ちに市区町村に届けてください。

詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

※住基ネットに関しては、[「住基ネットに関するFAQ」](#)をご覧ください。

また、住基カードに関するさらに詳しい内容につきましては、[「住民基本台帳カード総合情報サイト」](#)（日本語）をご覧ください。